

令和 2 年 3 月

射水市議会定例会議案

## 目 次

- 議案第 1 号 令和 2 年度射水市一般会計予算
- 議案第 2 号 令和 2 年度射水市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 3 号 令和 2 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 4 号 令和 2 年度射水市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 5 号 令和 2 年度射水市水道事業会計予算
- 議案第 6 号 令和 2 年度射水市下水道事業会計予算
- 議案第 7 号 令和 2 年度射水市病院事業会計予算
- 議案第 8 号 令和元年度射水市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 9 号 令和元年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 3 号）
- 議案第 10 号 令和元年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
（第 3 号）
- 議案第 11 号 令和元年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 12 号 令和元年度射水市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 13 号 射水市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 14 号 射水市行政不服審査法施行条例の一部改正について
- 議案第 15 号 射水市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第 16 号 射水市債権管理条例の一部改正について
- 議案第 17 号 射水市印鑑条例の一部改正について
- 議案第 18 号 射水市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 19 号 射水市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 20 号 射水市立保育園条例の一部改正について
- 議案第 21 号 射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 22 号 射水市営住宅条例等の一部改正について
- 議案第 23 号 射水市水道事業の設置等に関する条例及び射水市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第 24 号 射水市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

- 議案第 2 5 号 射水市監査委員条例の一部改正について
- 議案第 2 6 号 射水市ふれあいサロン条例の廃止について
- 議案第 2 7 号 動産の取得について
- 議案第 2 8 号 海竜スポーツランド熱源更新工事請負契約について
- 議案第 2 9 号 射水市本江コミュニティセンター改築(建築主体)工事請負契約の一部変更について
- 議案第 3 0 号 字の区域の変更について
- 議案第 3 1 号 指定管理者の指定について
- 議案第 3 2 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 1 号 専決処分の報告について

**議案第 13 号**

**射水市職員の給与に関する条例の一部改正について**

射水市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

**射水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

射水市職員の給与に関する条例（平成 17 年射水市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」に改める。

第 28 条の次に次の 1 条を加える。

（災害派遣手当）

第 28 条の 2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条（同法第 183 条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 44 条において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項に規定する職員で住所又は居所を離れて本市の区域内に滞在するものに対して支

給する。

2 災害派遣手当の日額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表 5 に掲げる額とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 4 の次に次の 1 表を加える。

別表 5 ( 第 2 8 条の 2 関係 )

利用施設の区分 滞在した期間	公用の施設又はこれ に準ずる施設	その他の施設
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

#### 備考

1 「滞在した期間」とは、本市に派遣された職員が本市の区域の滞在地に到着した日から本市の区域を出発した日の前日までの期間とする。

2 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**議案第 14 号**

**射水市行政不服審査法施行条例の一部改正について**

射水市行政不服審査法施行条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

射水市行政不服審査法施行条例（平成 28 年射水市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項第 2 号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**議案第 15 号**

**射水市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について**

射水市固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

**射水市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例**

射水市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年射水市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**議案第 16 号**

**射水市債権管理条例の一部改正について**

射水市債権管理条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市債権管理条例の一部を改正する条例

射水市債権管理条例（平成 25 年射水市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「年 5 パーセント」を「その履行期限の翌日における民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条に規定する法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の射水市債権管理条例第 8 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に遅延損害金が生じた私債権について適用し、同日前に遅延損害金が生じた私債権については、なお従前の例による。



## 議案第 17 号

### 射水市印鑑条例の一部改正について

射水市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 号

### 射水市印鑑条例の一部を改正する条例

射水市印鑑条例（平成 17 年射水市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 3 条第 3 項中「記録」を「記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。））」に改める。

第 6 条第 1 項第 3 号中「（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。））」を削り、同項第 6 号中「記録」を「記載」に改める。

第 14 条第 2 項第 5 号を次のように改める。

意思能力を有しない者となったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

射水市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正について

射水市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例(平成 27 年射水市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 115 条の 46 第 4 項」を「第 115 条の 46 第 5 項」に改める。

第 3 条第 2 項中「規定する射水市地域包括支援センター」の次に「運営協議会」を加える。

第 4 条第 1 項第 3 号中「第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第 140 条の 66 第 1 号イ に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

射水市介護保険条例の一部改正について

射水市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市介護保険条例の一部を改正する条例

射水市介護保険条例（平成 17 年射水市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

「

第 3 章 保険料（第 3 条 第 9 条）

目次中 第 4 章 雑則（第 10 条・第 11 条） を

第 5 章 罰則（第 12 条 第 16 条）

」

「

第 3 章 保健福祉事業（第 2 条の 2）

第 4 章 保険料（第 3 条 第 9 条）

第 5 章 雑則（第 10 条・第 11 条） に改める。

第 6 章 罰則（第 12 条 第 16 条）

」

第 5 章を第 6 章とし、第 4 章を第 5 章とする。

第4条第2項中「介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

### 第3章 保健福祉事業

(保健福祉事業)

第2条の2 本市は、保健福祉事業(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。))第115条の49に規定する保健福祉事業をいう。次項において同じ。)として、被保険者が要介護状態等(法第7条第1項に規定する要介護状態又は同条第2項に規定する要支援状態をいう。)となることを予防するために必要な事業その他市長が特に必要があると認める事業を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、保健福祉事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 20 号

射水市立保育園条例の一部改正について

射水市立保育園条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市立保育園条例の一部を改正する条例

射水市立保育園条例（平成 17 年射水市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表新湊保育園の項及び新湊西部保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 21 号

### 射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 号

### 射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年射水市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 の 22 の項を削る。

別表 2 の 22 の項を削る。

## 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 2 2 号

### 射水市営住宅条例等の一部改正について

射水市営住宅条例等の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

### 射水市条例第 号

#### 射水市営住宅条例等の一部を改正する条例

(射水市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 射水市営住宅条例(平成 1 7 年射水市条例第 1 8 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

市営住宅 次に掲げるものをいう。

ア 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は  
転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に  
係るもの及び市が単独で建設したもの

イ 市が射水市特定公共賃貸住宅条例(平成 1 7 年射水市条例第 1 8  
6 号)第 2 条第 1 号に規定する特定公共賃貸住宅の用途の変更を行い、  
低額所得者に賃貸する住宅及びその附帯施設

第 5 条第 5 号中「第 3 条第 3 項若しくは第 4 項」を「第 3 条第 4 項若しくは第 5 項」に改める。

第 6 条第 1 項中「の各号」を削る。

第 9 条第 5 項中「寡婦」の次に「(寡夫)」を加える。

第 1 8 条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第 2 1 条第 2 項中「第 1 8 条の」を「第 1 8 条」に改め、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項ただし書中「未納の家賃又は損害賠償金」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

第 4 4 条第 3 項中「年 5 分の割合」を「民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 4 0 4 条に規定する法定利率」に改める。

第 6 1 条第 2 項中「の各号」を削る。

別表海王町市営住宅 3 号棟の項の次に次のように加える。

立町市営住宅	射水市立町 1 0 番 2 0 号
--------	-------------------

(射水市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 2 条 射水市特定公共賃貸住宅条例(平成 1 7 年射水市条例第 1 8 6 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「の各号」を削る。

第 1 9 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項ただし書中「家賃の



滞納その他の債務の不履行が存在するときは、当該債務の額の内訳を明示した上で、敷金のうちからこれを控除」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第32条第2項中「の各号」を削り、同条第3項中「第31条」を「前条」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名称	位置
立町特定公共賃貸住宅	射水市立町10番20号
赤井特定公共賃貸住宅	射水市赤井35番地
すずほ特定公共賃貸住宅	射水市加茂中部205番地44

（射水市都市再生住宅条例の一部改正）

第3条 射水市都市再生住宅条例（平成25年射水市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項ただし書中「未納の家賃又は損害賠償金」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第 15 条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第 23 条第 3 項中「年 5 分の割合」を「民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条に規定する法定利率」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、第 1 条中射水市営住宅条例第 5 条第 5 号、第 6 条第 1 項、第 9 条第 5 項、第 18 条第 4 号、第 21 条第 2 項（「第 18 条の」を「第 18 条」に改める部分に限る。）及び第 61 条第 2 項の改正規定、第 2 条中射水市特定公共賃貸住宅条例第 6 条及び第 32 条の改正規定並びに第 3 条中射水市都市再生住宅条例第 15 条第 4 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（射水市営住宅条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行日前に到来した支払期に係る第 1 条の規定による改正前

の射水市営住宅条例第44条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

(射水市都市再生住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行日前に到来した支払期に係る第3条の規定による改正前の射水市都市再生住宅条例第23条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

議案第 23 号

射水市水道事業の設置等に関する条例及び射水市下水道事業の  
設置等に関する条例の一部改正について

射水市水道事業の設置等に関する条例及び射水市下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市水道事業の設置等に関する条例及び射水市下水道事業の  
設置等に関する条例の一部を改正する条例

(射水市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 射水市水道事業の設置等に関する条例(平成 17 年射水市条例第 190 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「上下水道部上下水道業務課及び上水道工務課」を「上下水道部」に改める。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(射水市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 射水市下水道事業の設置等に関する条例(平成 23 年射水市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改

める。

#### 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中射水市水道事業の設置等に関する条例第 3 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

**議案第 24 号**

**射水市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について**

射水市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

射水市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年射水市条例第 156 号）  
の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改め  
る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**議案第 25 号**

**射水市監査委員条例の一部改正について**

射水市監査委員条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

**射水市監査委員条例の一部を改正する条例**

射水市監査委員条例(平成 17 年射水市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

**附 則**

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**議案第 26 号**

**射水市ふれあいサロン条例の廃止について**

射水市ふれあいサロン条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市ふれあいサロン条例を廃止する条例

射水市ふれあいサロン条例（平成 17 年射水市条例第 149 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



## 議案第 27 号

### 動産の取得について

(仮称)複合交流施設什器(厨房機器)の購入について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年射水市条例第50号)第3条の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- 1 名 称 (仮称)複合交流施設什器(厨房機器)
- 2 取得の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得価格 28,050,000円  
(うち消費税等 2,550,000円)
- 4 契約の相手方 高岡市赤祖父272番地  
ホシザキ北信越株式会社高岡営業所  
所長 山岸 克彰

令和2年2月28日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 議案第 28 号

### 海竜スポーツランド熱源更新工事請負契約について

令和 2 年 2 月 18 日に制限付き一般競争入札に付した海竜スポーツランド熱源更新工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年射水市条例第 50 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 海竜スポーツランド熱源更新工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 332,200,000 円  
(うち消費税等 30,200,000 円)
- 4 契約の相手方 菱機工業・丸芳工業海竜スポーツランド熱源更新工事共同企業体  
代表者 富山市黒瀬北町二丁目 17 番地 6  
菱機工業株式会社富山支店  
取締役支店長 大野 賢治  
構成員 射水市三ヶ 2488 番地 3  
丸芳工業株式会社  
代表取締役 稲積 茂

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 29 号

射水市本江コミュニティセンター改築（建築主体）工事請負契約  
の一部変更について

令和元年 6 月 27 日に議決された射水市本江コミュニティセンター改築（建築主体）工事請負契約についての一部を下記のとおり変更する。

記

「3 契約金額 343,200,000 円  
(うち消費税等 31,200,000 円)」を

「3 契約金額 370,590,000 円  
(うち消費税等 33,690,000 円)」に

改める。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 議案第 30 号

### 字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更する。

なお、その効力は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による射水市赤田第二土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「一条」に編入する区域	
	大字名	地番
射水市	橋下条	1092の1の一部、1092の3、1093の1の一部、1093の3、1094の一部、1095の一部、1096の2の一部、1097の1の一部、1097の2の一部、1098の一部、1099の1の一部、1100の一部、1101の一部、1102から1128まで、1129の1、1129の3、1130の1、1130の3、1130の4、1131の1、1131の2、1132の1、1132の2、1133の1、1133の2、1134の1、1134の2、1135の1、1135の2、1136の1、1136の2、1137の1、1137の2、1138の1、1139から1144まで、1145の1、1145の3、1146の1、1147の1、1148の1、1148の3、1149から1154まで、1155の1、1156の1、1157の1、1159から1162まで、1163の1、1163の2、1164の1、1164の2、1166

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

## 議案第 3 1 号

### 指定管理者の指定について

射水市コミュニティセンターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称
放生津コミュニティセンター	放生津地域振興会
新湊コミュニティセンター	新湊地域振興会
塚原コミュニティセンター	塚原地域振興会
三ヶコミュニティセンター	三ヶ地域振興会
戸破コミュニティセンター	戸破地域振興会
橋下条コミュニティセンター	橋下条地域振興会
金山コミュニティセンター	金山地域振興会
大江コミュニティセンター	大江地域振興会
池多コミュニティセンター	池多地域振興会
南太閤山コミュニティセンター	南太閤山地域振興会
浅井コミュニティセンター	浅井報徳地域振興会
櫛田コミュニティセンター	櫛田地域振興会
大島コミュニティセンター	大島地域振興会

- 2 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで。ただし、大島コミュニティセンターは、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。

## 議案第 3 2 号

### 損害賠償額の決定について

射水市民病院で発生したＣＴ読影結果のカルテ記載漏れによる事例に関し、次のとおり和解を成立させ、損害賠償額を定めるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条第 2 項及び射水市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 5 6 号）第 6 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

#### 1 損害賠償の相手方

射水市在住 1 名

#### 2 損害賠償額

市は、相手方が射水市民病院の医療行為により受けた損害について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、金 2 4 , 5 3 6 , 0 6 0 円を支払う。

#### 3 事例の概要

相手方の配偶者について、平成 2 6 年 9 月 1 日にＣＴ検査を行い、腹部大動脈瘤を認めため、経過観察を行っていた。このことについて、「経過観察中」であるカルテ記載はあるが、本人及び家族への説明記載はなく、その後の定期受診時も「経過観察」のカルテ記載はあるが、平成 2 7 年 7 月以降カルテ記載漏れとなり、平成 3 0 年 1 1 月 1 1 日に救急受診後、腹部大動脈瘤破裂により死亡されたもの。

## 報告第 1 号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

### 記

#### 和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
5	令和元年 12 月 4 日	<ol style="list-style-type: none"><li>1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 27,540 円</li><li>2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外 1 法人</li><li>3 事由 刈払機での除草作業に伴う飛び石による 車両破損事故 発生日 令和元年 9 月 5 日 場 所 射水市立新湊南部中学校</li></ol>